

第34回 原子力委員会定例会議 議事録

<日時> 1990年8月28日(火) 10:30から

<場所> 原子力委員会会議室

<議題>

- (1) 関西電力株式会社美浜発電所の原子炉の設置変更(1号、2号及び3号原子炉設置の変更)について(答申)
- (2) 関西電力株式会社高浜原子力発電所の原子炉の設置変更(1号及び2号原子炉施設の変更)について(答申)
- (3) 日本原子力発電株式会社東海発電所の原子炉の設置変更(原子炉施設の変更)について(答申)
- (4) その他

<審議事項>

- (1) 議事録の確認
事務局作成の第33回原子力委員会臨時会議議事録(案)が了承された。
- (2) 関西電力株式会社美浜発電所の原子炉の設置変更(1号、2号及び3号原子炉施設の変更)について(答申)
平成2年2月16日付元資庁11335号をもって諮問のあった標記の件に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項1号、第2号及び第3号(経理的基礎に係わる部分に限る。)に規定する基準の適用については妥当なものと認め、通商産業大臣あて答申することを決定した。
注) 本件は、燃料の効率的な使用等を図るため、燃料集合体最高燃焼度及び取替燃料の濃縮度を上昇させ取替燃料の一部にガドリニア入り燃料を使用すること及び不要鋼材減容炉を撤去すること等を行うものである。
- (3) 関西電力株式会社高浜発電所の原子炉の設置変更(1号、及び2号原子炉施設の変更)について(答申)
平成2年2月16日付元資庁11335号をもって諮問のあった標記の件に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉

の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係わる部分に限る。）に規定する基準の適用については妥当なものと認め、通商産業大臣あて答申することを決定した。

注） 本件は、燃料の効率的な使用等を図るため、燃料集合体最高燃焼度及び取替燃料の濃縮度を上昇させ取替燃料の一部にガドリニア入り燃料を使用すること等を行うものである。

- （４） 日本原子力発電株式会社東海発電所の原子炉の設置変更（原子炉施設の変更）について（答申）

平成2年7月24日付2資庁第3246号をもって諮問のあった標記の件に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第2号及び第3号（経理的基礎に係わる部分に限る。）に規定する基準の適用については妥当なものと認め、通商産業大臣あて答申することを決定した。

注） 本件は固体廃棄物貯蔵設備の貯蔵能力の増大を図るため、燃料スプリッタ貯蔵庫を増設するものである。